第７章　防災指針

1　防災指針とは

（1）背景及び目的

①防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となるまちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。

②防災指針では、災害リスクを踏まえ課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のための方針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけることとしています。

③近年、台風をはじめ局地的な豪雨による水害や土砂災害が発生し、全国各地で甚大な被害が生じています。このような中、国は 2020（令和２）年６月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

④本市においても、大規模な豪雨災害などに備え、安全・安心なまちづくりを更に推進するために、防災指針を策定します。

（2）策定フロー

以下に示す策定フローのとおり、本市の災害リスク分析を踏まえ課題を整理し、防災・減災対策に取り組みます。

防災指針の策定フロー

STEP１　災害ハザードの整理と災害リスクの分析

- 本市における災害ハザードを整理します。
- 災害ハザードが指定されている区域であっても、そこに住民や建築物がなれければ、災害リスクは存在しないため、災害ハザードと都市の情報（建築物の分布、医療施設や福祉施設等の都市施設、避難所等の情報）を重ね合わせ、本市が抱える災害リスクを分析します。

STEP２　防災上の課題の整理

- 災害リスク分析の結果を基に、防災上の課題を整理します。

STEP３　防災まちづくりの取組方針

- 災害リスク分析の結果と防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を設定します。

STEP４　防災に関する具体的な取組

- 防災に関する具体的なソフト・ハード対策を示します。

2　防災指針の策定

STEP 1　災害ハザードの整理と災害リスクの分析

本市における災害ハザード情報について、「水害」「土砂災害」「地震」の３つに区分して整理します。

（1）水害

①災害ハザードの整理

本市に指定されている水害の災害ハザード情報として、「洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）」「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）」「内水浸水実績」の５項目について、想定されるリスクの関係を踏まえて整理します。

水害の災害ハザードと想定されるリスク

災害ハザード	想定されるリスク
洪水浸水 想定区域 （浸水深）	・河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、想定される浸水深や災害の発生頻度によってリスクの大きさや避難の方法が変わります。 ・近隣の、より安全な指定避難所や避難場所等の屋外へ避難する場合、浸水深が0.5m（大人のひざくらい）を超えると成人男性でも歩行が困難となります。 ・浸水深が３m（１階の軒下くらい）を超えると、２階建ての建物では建物内での避難が困難となります。 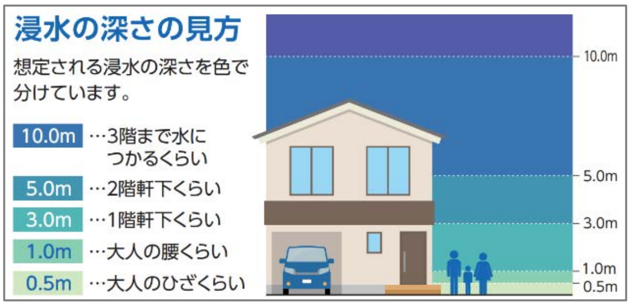
洪水浸水 想定区域 （浸水継続時間）	・河川が氾濫した場合に、50cm 以上の浸水深が継続する時間です。 ・各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、３日間（72 時間）以内の家庭が多いと推測され、３日間（72 時間）以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康被害の発生や生命の危険が生じるおそれがあります。
家屋倒壊等 氾濫想定区域 （氾濫流）	・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一般的な木造家屋において、水深と流速から倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域です。強固な高層ビル等の場合は倒壊する可能性は低くなります。 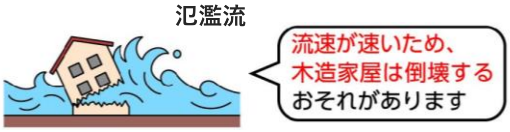
家屋倒壊等 氾濫想定区域 （河岸浸食）	・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、家屋の基礎を支える地盤が流出する河岸浸食が発生するおそれのある区域です。木造・非木造どちらの家屋も倒壊する可能性があります。 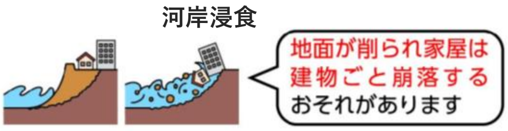 資料：気象庁「警戒レベルに関するチラシ」
内水浸水実績	・降雨等により市街地にたまった水を「内水」、川を流れる水を「外水」といいます。内水による浸水は、まちなかに大量の雨が降った際に排水機能が追い付かないことが要因で発生します。 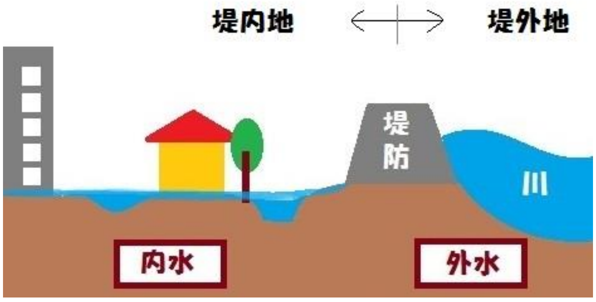 資料：多治見市ハザードマップ、国土交通省 HP

水害　洪水浸水想定区域（浸水深（計画規模降雨 L1））

・洪水浸水想定区域（浸水深（計画規模降雨 L1））は、土岐川・大原川・笠原川などの川沿いに指定されており、多治見駅周辺・小泉駅周辺・笠原地区の居住誘導区域と重複しています。
・特に、多治見駅周辺は避難行動が困難となる浸水深 0.5ｍ以上の区域が広範囲にわたって指定されています。

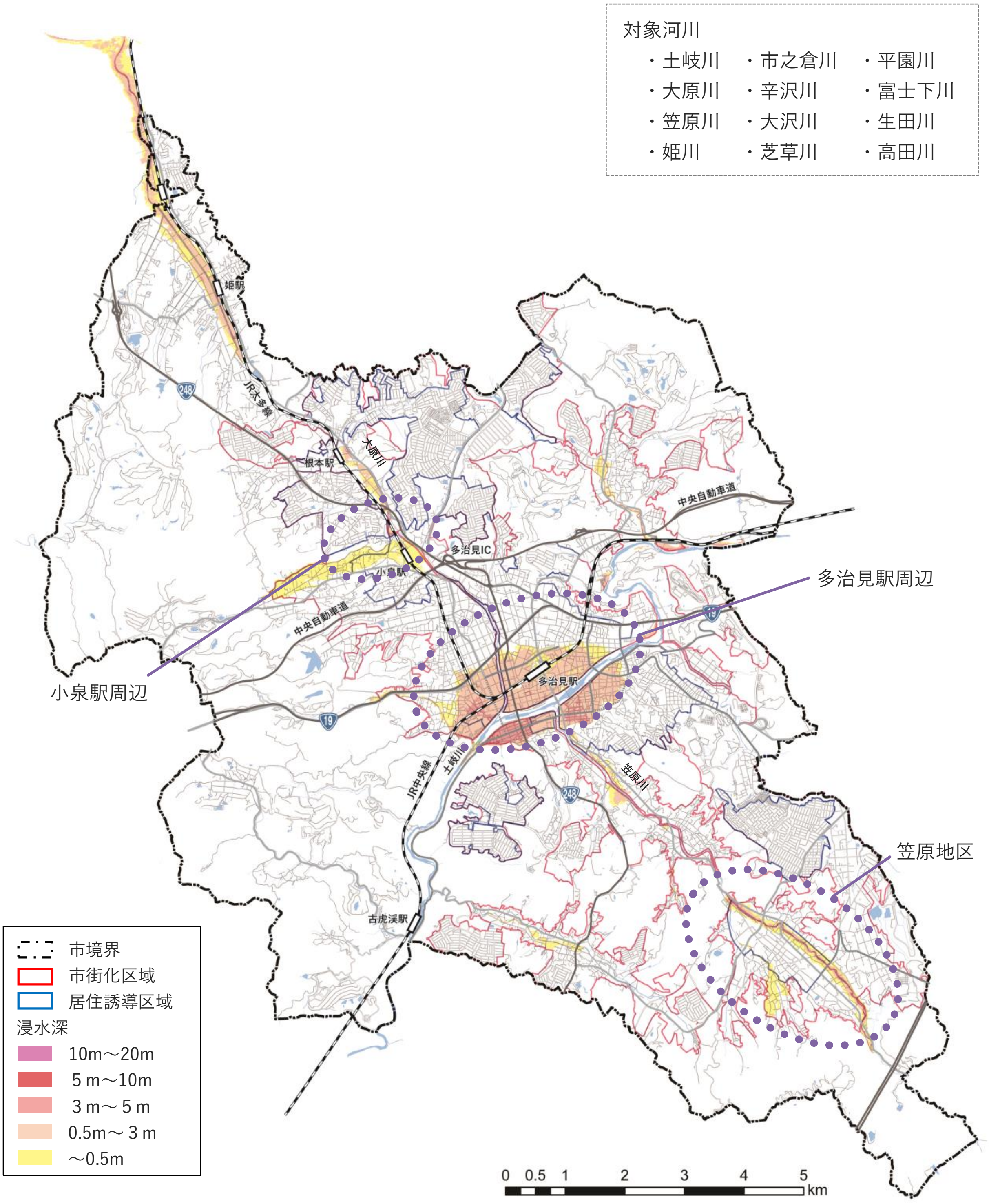

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年）、岐阜県（2022（令和４）年）

水害　洪水浸水想定区域（浸水深（想定最大規模降雨 L2））

・洪水浸水想定区域（浸水深（想定最大規模降雨 L2））は、計画規模降雨 L1 と同様に、土岐川・大原川・笠原川などの川沿いに指定されており、多治見駅周辺・小泉駅周辺・笠原地区の居住誘導区域と重複しています。
・特に、多治見駅周辺は浸水深５ｍ以上の区域が広範囲にわたって指定されており、被害がより甚大になることが予測されます。

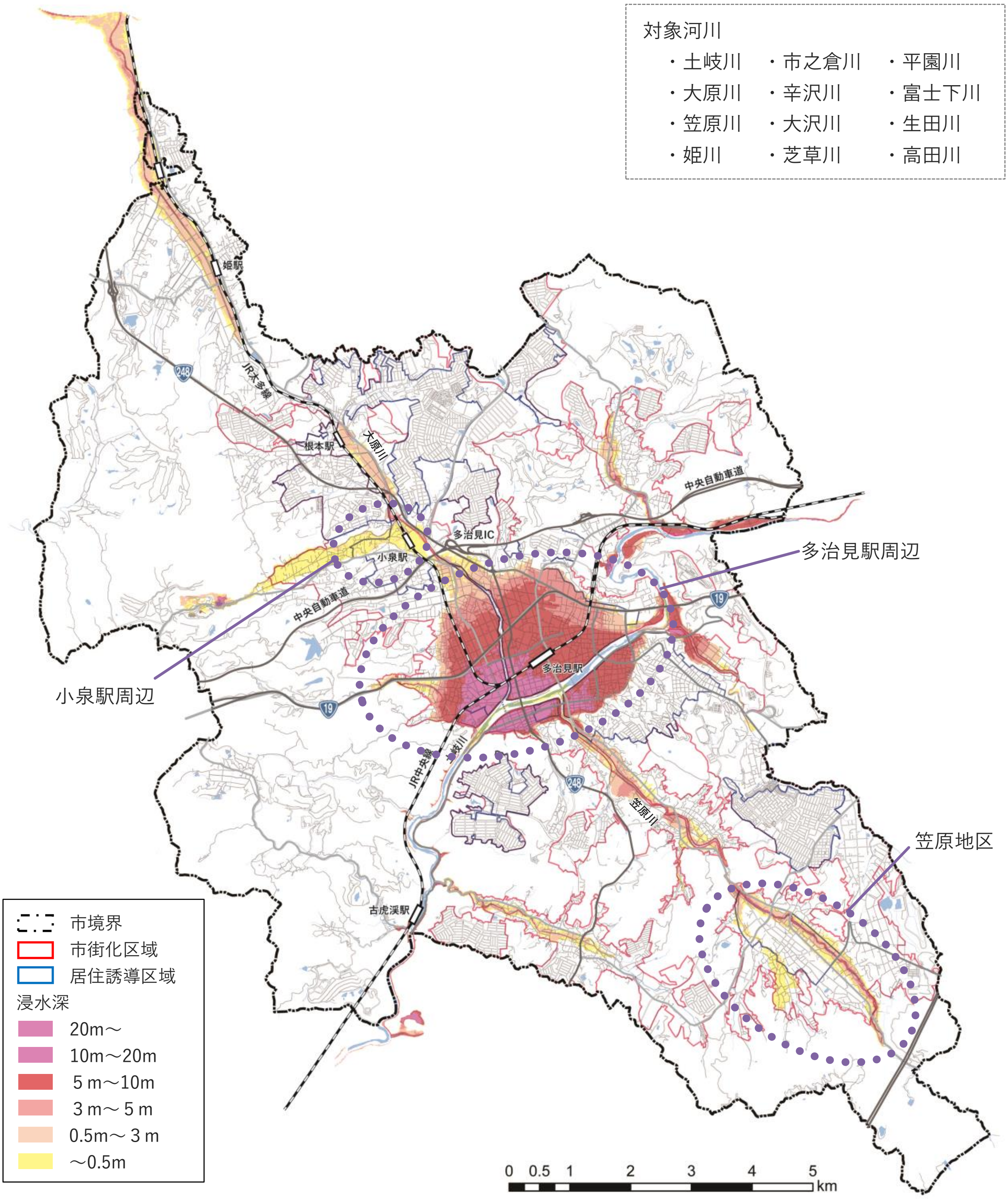

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年）、岐阜県（2022（令和４）年）

水害　洪水浸水想定区域（浸水継続時間（想定最大規模降雨 L2））

・洪水浸水想定区域（浸水継続時間（想定最大規模降雨 L2））は、多治見駅周辺で 1 日間（12 時間～24 時間）以上と想定されています。
・健康被害の発生や生命の危険が生じるおそれのある 3 日間（24 時間～72 時間）以上の浸水継続エリアが土岐川の北側に一部指定されています。

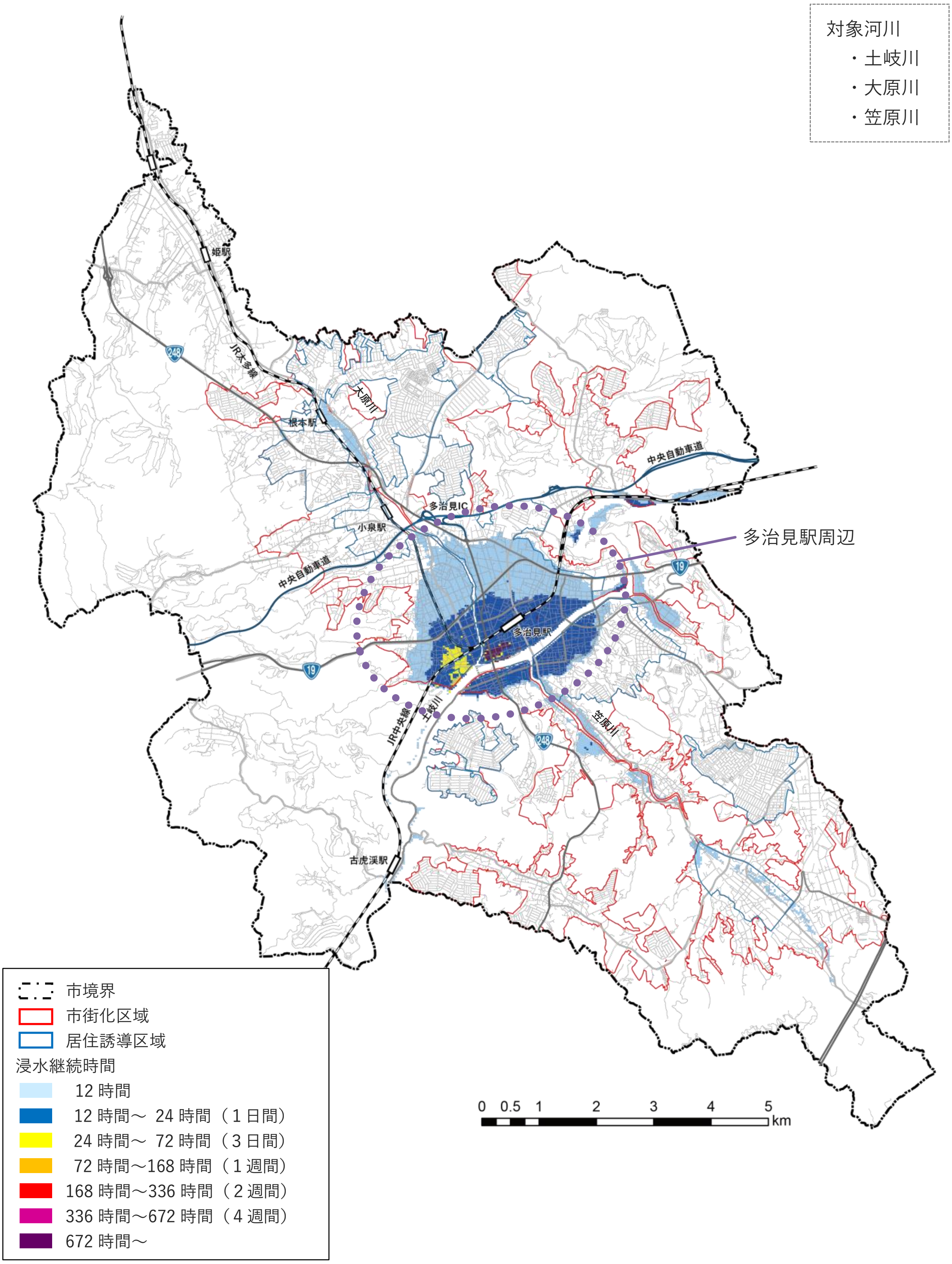

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年)、岐阜県（2022（令和４）年)

水害　家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨 L2）

・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、土岐川に面する区域に広範囲で指定されています。土岐川から離れたエリアも指定されているため、より広範囲での被害が想定されます。
・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、土岐川・大原川・笠原川沿いに面する区域に指定されています。

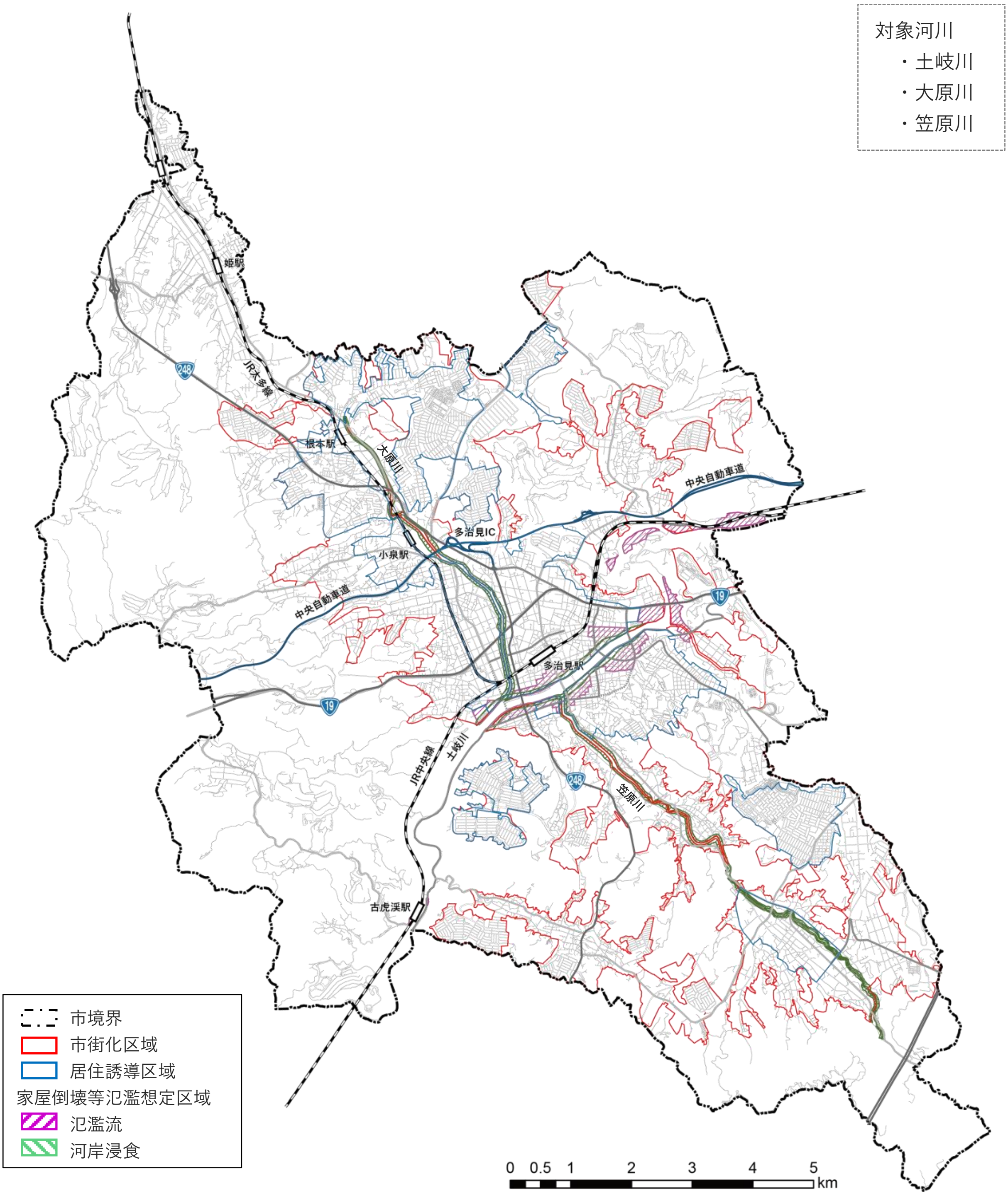

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年）、岐阜県（2022（令和４）年）

水害　内水氾濫実績

・2011（平成 23）年 9 月の台風 15 号豪雨（24 時間降雨量 465mm、最大 1 時間降雨量 67mm）では中心市街地の一部で浸水被害を受けました。

・その後、当該地区における浸水対策に取り組み、2018（平成 30）年 7 月に浸水対策事業が完了し効果検証を行った結果、2011（平成 23）年 9 月の台風 15 号豪雨相当の降雨に対し、床上浸水を概ね解消しています。

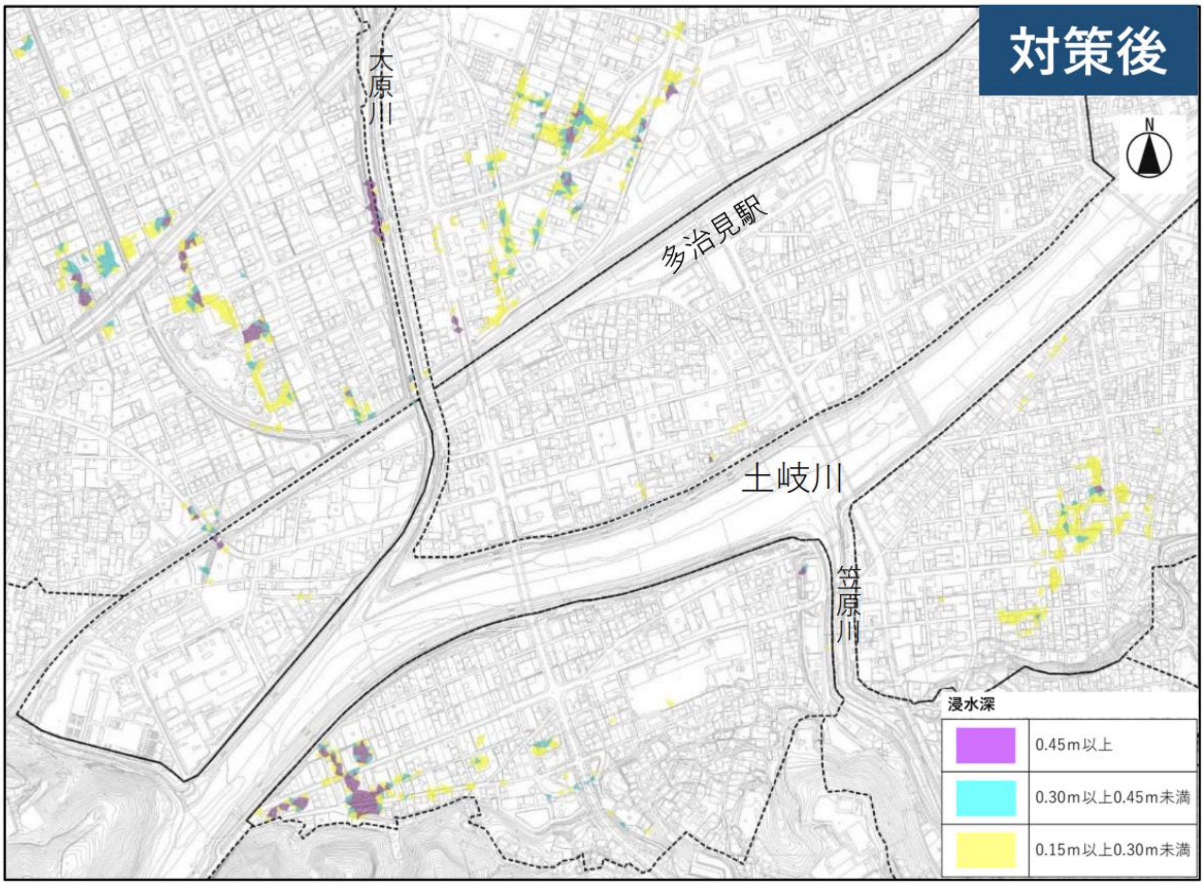

資料：2018（平成 30）年度浸水対策事業事後評価業務委託報告書

②災害リスクの分析

より発生頻度の高い災害リスクへの対策を検討するため、「計画規模降雨 L1」のデータを使用して災害リスクの分析を行います。

【分析の視点Ⅰ】避難行動別のリスク

①避難行動には、「水平避難」と「垂直避難」の２種類があります。

②「水平避難」は、河川の氾濫等による浸水が始まる前に、一時避難場所や近隣の安全な場所へ移動して避難することです。浸水の深さによって、移動のしやすさに差が生じます。

水平避難のイメージ図

③「垂直避難」は、頑丈な建物の２階以上もしくは近隣にある高い建物等へ移動して避難することです。浸水する深さよりも、建物の高さが高く、より高い位置へ避難できるような準備が必要です。

垂直避難のイメージ図

資料：避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）「避難情報等について」（2021（令和３）年５月）

④リスク分析では、洪水浸水深（L1）と都市の情報を重ね合わせ、避難行動別で分析します。

災害ハザード情報		都市の情報		分析の視点
洪水浸水深（L1）	×	要配慮者利用施設※1	➡	【水平避難】要配慮者利用施設の継続利用の可否
		防災施設※2	➡	【水平避難】防災施設の活用の可否
		建物の高さ	➡	【垂直避難】垂直避難での対応の可能性

※１：要配慮者利用施設は、「多治見市地域防災計画」に記載されている医療施設、障害者福祉施設、教育・子ども関係施設、高齢者福祉施設を指す。

※２：防災施設は、「多治見市地域防災計画」に記載されている防災拠点、風水害指定避難所、風水害指定緊急避難所を指す。

【分析の視点Ⅱ】発生頻度別のリスク

①降雨量によって被害を受けるエリアは異なります。

②発生頻度ごとの浸水エリアを重ね合わせ、高頻度で浸水する危険性の高いエリアを抽出します。

災害ハザード情報		分析の視点
降雨の確率規模別の洪水浸水深 （災害の発生頻度=1/30、1/50、1/100、L2）	➡	高頻度で浸水する区域の有無

水害

【水平避難】要配慮者利用施設の継続利用の可否（洪水浸水深（L1）×要配慮者利用施設）

・徒歩での移動が困難となる浸水深 0.5m以上の区域に立地している要配慮者利用施設は 28 件で、内訳は医療施設が５件、高齢者福祉施設が７件、障害者福祉施設が９件、教育・子ども関連施設が７件です。

・機能低下が懸念される要配慮者利用施設は、多治見駅周辺に多く立地しています。

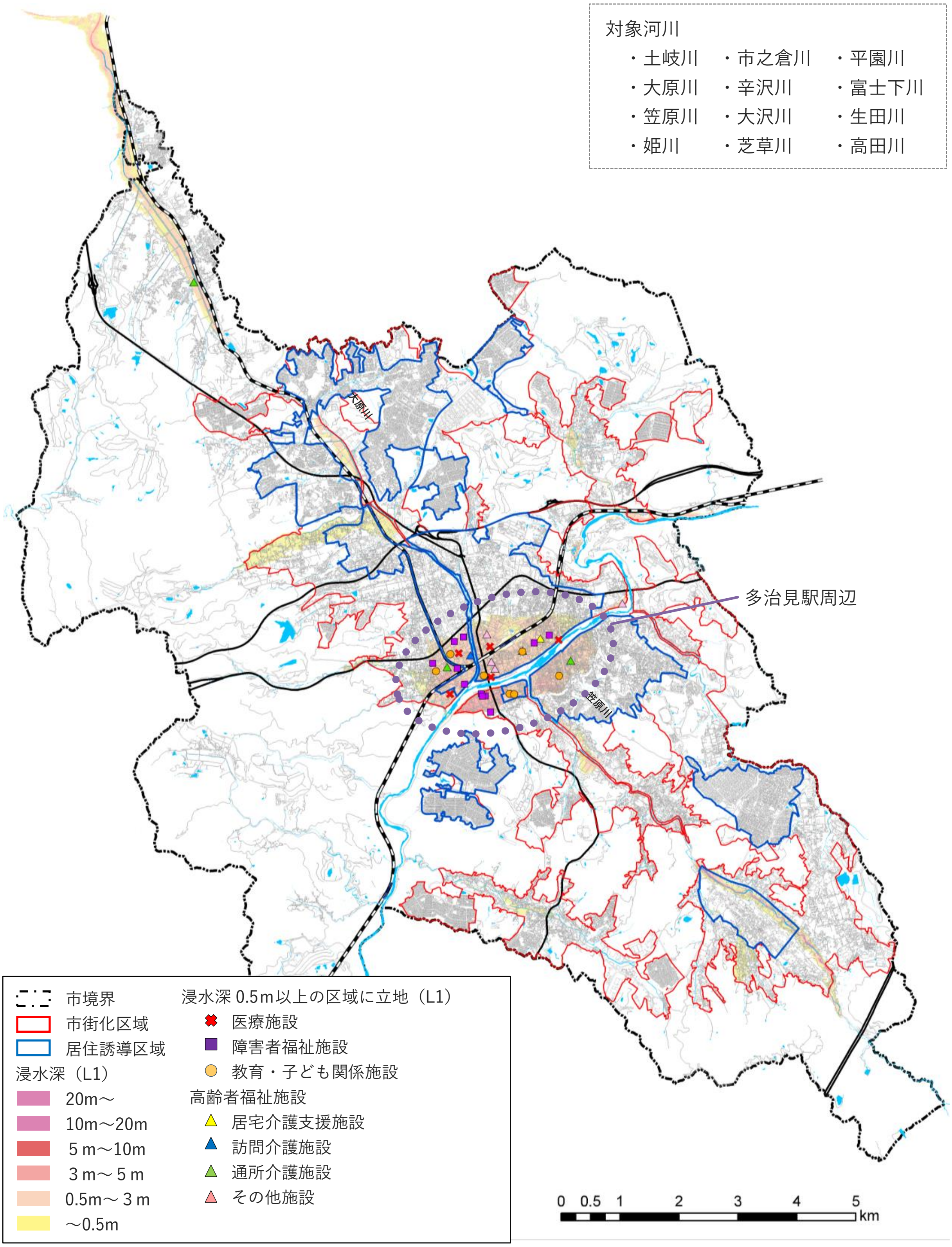

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年）、岐阜県（2022（令和４）年）

水害　【水平避難】防災施設の活用の可否（洪水浸水深（L1）×防災施設）

・徒歩での移動が困難となる浸水深 0.5m以上の区域に立地している防災施設は８件で、内訳は防災拠点が３件、風水害指定避難所が１件、風水害指定緊急避難所が４件です。
・機能低下が懸念される防災施設のうち、想定される浸水深に対して建物の階数が低く、垂直避難が困難となる建物はありません。

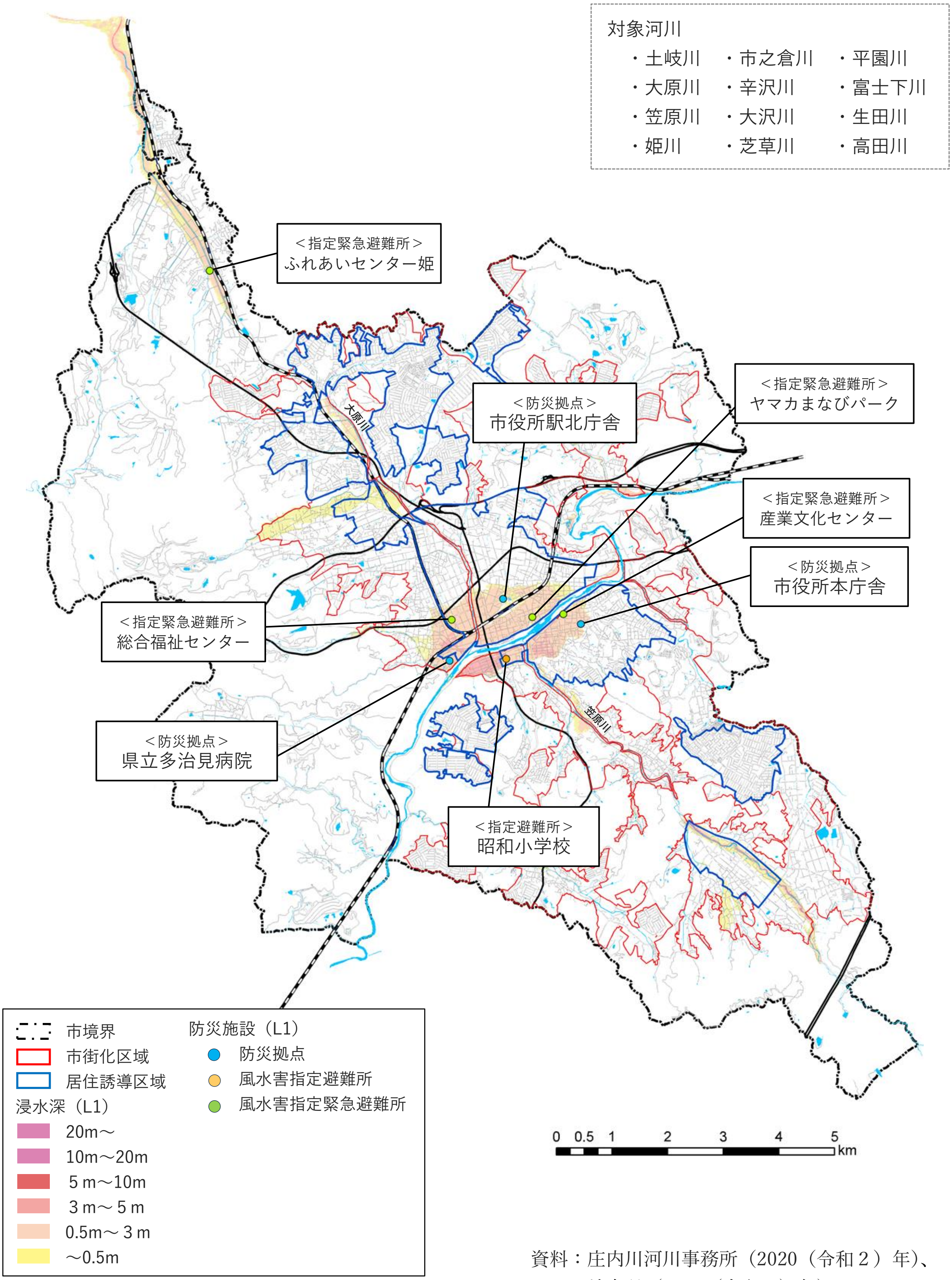

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年)、岐阜県（2022（令和４）年）

水害　【垂直避難】垂直避難での対応の可能性（洪水浸水深（L1）×建物の高さ）

・想定される浸水深に対して建物の階数が低く、垂直避難が困難となる建物は、多治見駅周辺や笠原川沿いに多く立地しています。
・浸水深 0.5m～３m未満区域の１階建ての建物は 884 件、浸水深３m～５m未満区域の２階建ての建物は 368 件、浸水深５m以上区域の建物は 11 件となっています。

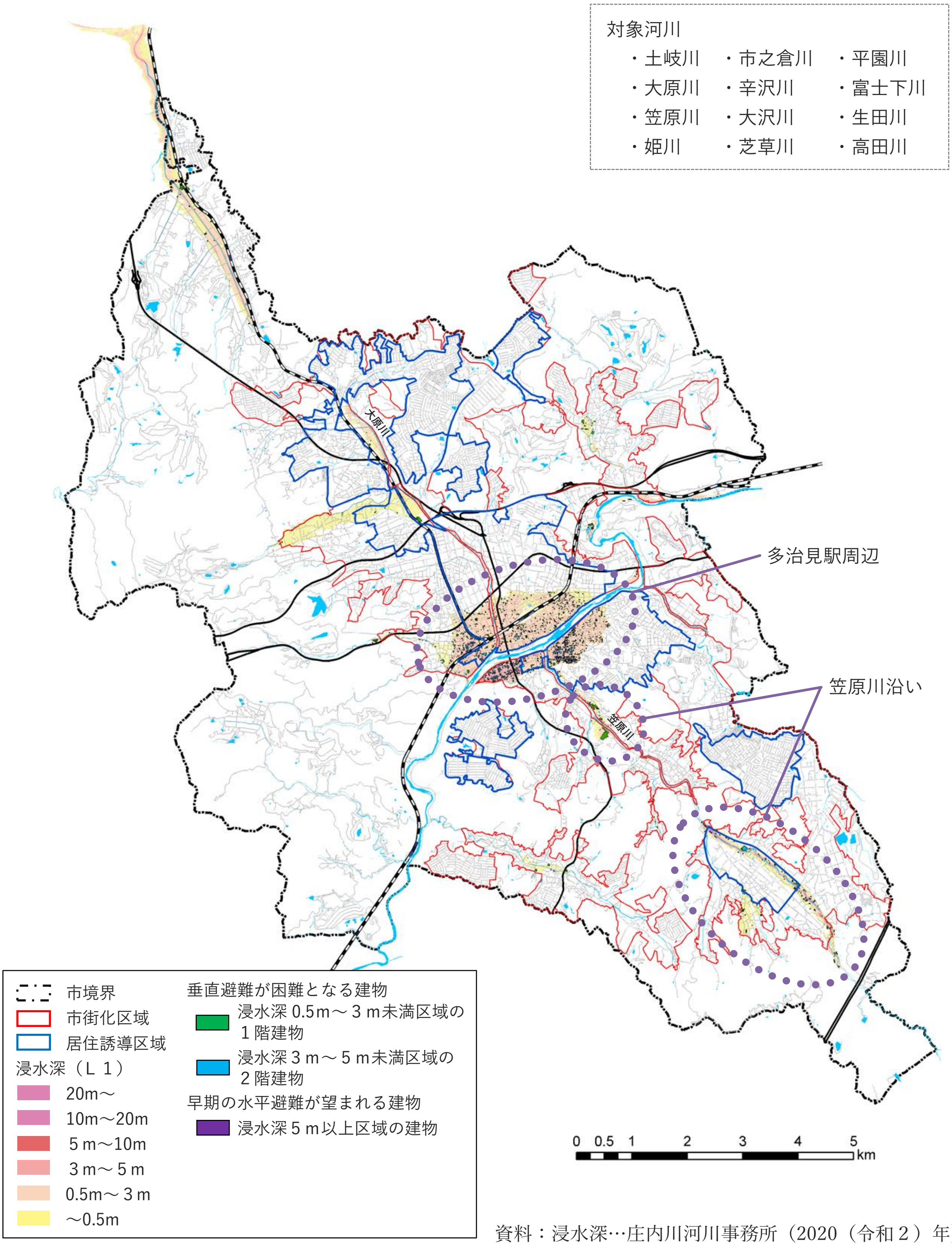

資料：浸水深…庄内川河川事務所（2020（令和２）年）、岐阜県（2022（令和４）年）
建物…都市計画基礎調査（2022（令和４）年）

水害　高頻度で浸水する区域の有無（洪水浸水深）（W=1/30、1/50、1/100、L2））

・土岐川の南側の区域において浸水する頻度が高くなっています。

●浸水深 0.5m（大人のひざくらい）以上が浸水する区域

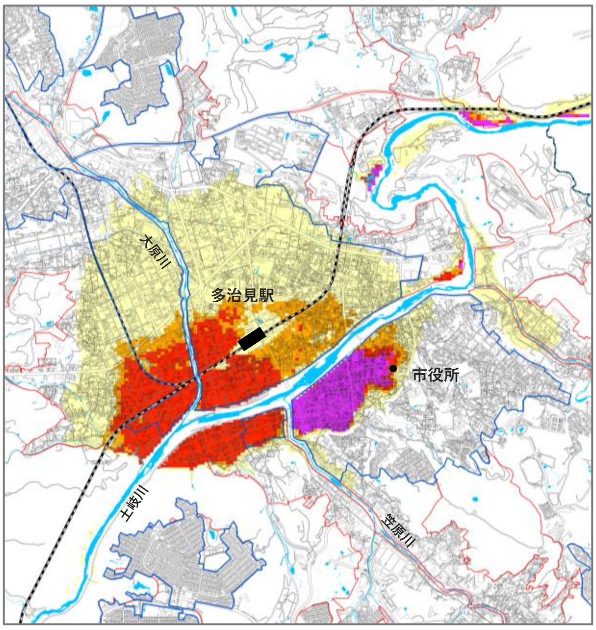

●浸水深 1.0m（大人の腰くらい）以上が浸水する区域

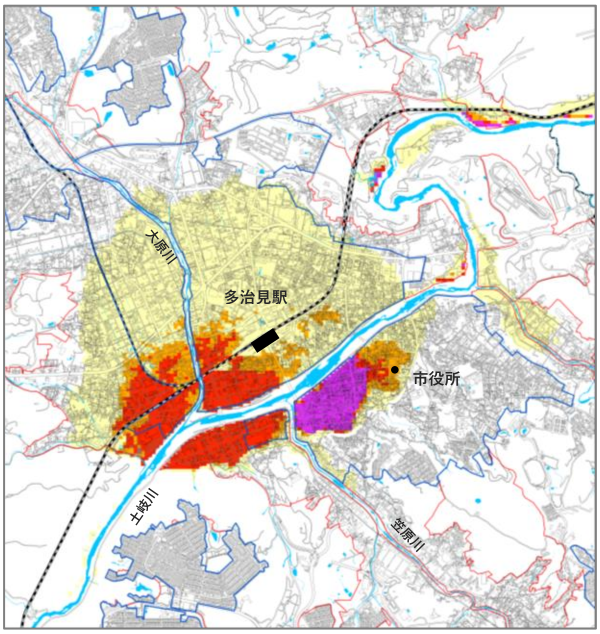

●浸水深 3.0m（１階軒下くらい）以上が浸水する区域

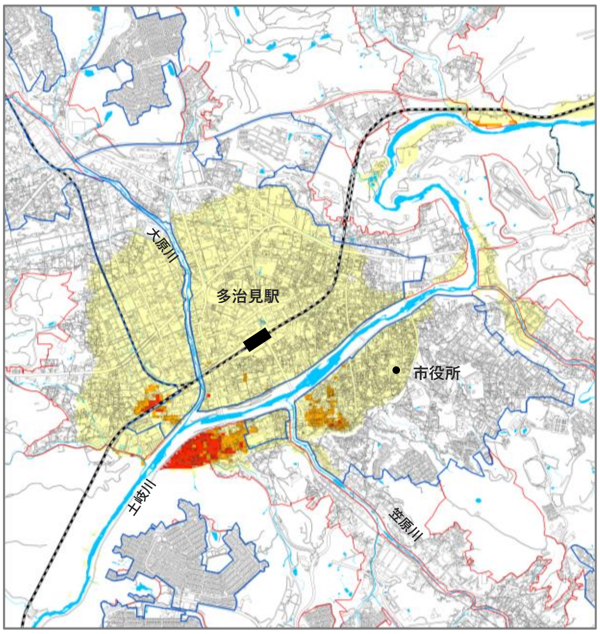

凡例
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 中高頻度（1/30）で発生する降雨があった場合
- 中頻度（1/50）で発生する降雨があった場合
- 中低頻度（1/100）で発生する降雨があった場合
- 想定最大規模（L2）で発生する降雨があった場合

対象河川
・土岐川

資料：庄内川河川事務所（2020（令和２）年）

（2）土砂災害

①災害ハザードの整理

土砂災害に関する災害ハザード情報として、「土砂災害警戒区域等」「災害危険区域」の２項目について、想定されるリスクの関係を踏まえて整理します。

土砂災害の災害ハザードと想定されるリスク

<table>
<tr><th>災害ハザード</th><th>想定されるリスク</th></tr>
<tr><td rowspan="4">土砂災害
警戒区域等</td><td>・土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域を「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」といいます。その中で、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」といいます。
・土砂災害には、急傾斜地（がけ崩れ）、土石流、地すべりの３種類があります。
</td></tr>
<tr><td>●急傾斜地（がけ崩れ）
・集中豪雨等で地面に水がしみ込んだ水分で地盤が緩み、抵抗力が低下することで、斜面が突然崩れ落ちる現象をいいます。突発的に起こり、速いスピードと強い破壊力を持つため、逃げ遅れる人が多く、悲惨な災害につながってしまう傾向があります。
・傾斜度が 30 度以上、高さ５m以上の土地で、その崩壊により危害が生ずるおそれのある区域と、これに隣接して急傾斜地の崩壊が助長または誘発しないよう一定の行為を制限する必要がある区域に「急傾斜地崩壊危険区域」が指定されています。</td></tr>
<tr><td>●土石流
・谷や斜面にたまった土砂が、集中豪雨等によって一気に下流へ押し流される現象をいいます。流れの急な河川や扇状地等で発生することが多いのが特徴です。速いスピードと強い破壊力を持つため、人命や家屋に被害が及ぶ他、道路や線路等の交通網にも被害を及ぼします。</td></tr>
<tr><td>●地すべり
・比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい層が地下水の影響等を受けて、ゆっくりと動き出す現象をいいます。広範囲にわたって起こるのが特徴で、家屋や田畑、道路等が一度に被害を受けることもあります。地すべりは１日に数ミリ程度と目に見えない動き方をしますが、突然数メートル動くこともあります。地すべりによってせき止められた川の水が決壊すると、下流に大災害をもたらすこともあります。
・地すべりしているまたは地すべりするおそれが極めて高い区域と、これに隣接して地すべり区域の地すべりを助長または誘発しないよう一定の行為を制限する必要のある区域に「地すべり防止区域」が指定されています。</td></tr>
<tr><td>災害危険区域</td><td>・災害危険性が著しい地域であり建築物の建築に適さない場所として、建築基準法第 39 条に基づき、住宅の建築が禁止されている区域を「災害危険区域」といいます。
・「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている地域の一部を「災害危険区域」として指定されています。</td></tr>
</table>

参考：多治見市ハザードマップ、国土交通省関東地方整備局 HP、岐阜県建築基準条例

土砂災害　土砂災害警戒区域等

・市の広範囲にわたって土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域も点在しています。
・なお、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域のいずれかと重複する箇所を除外しています。

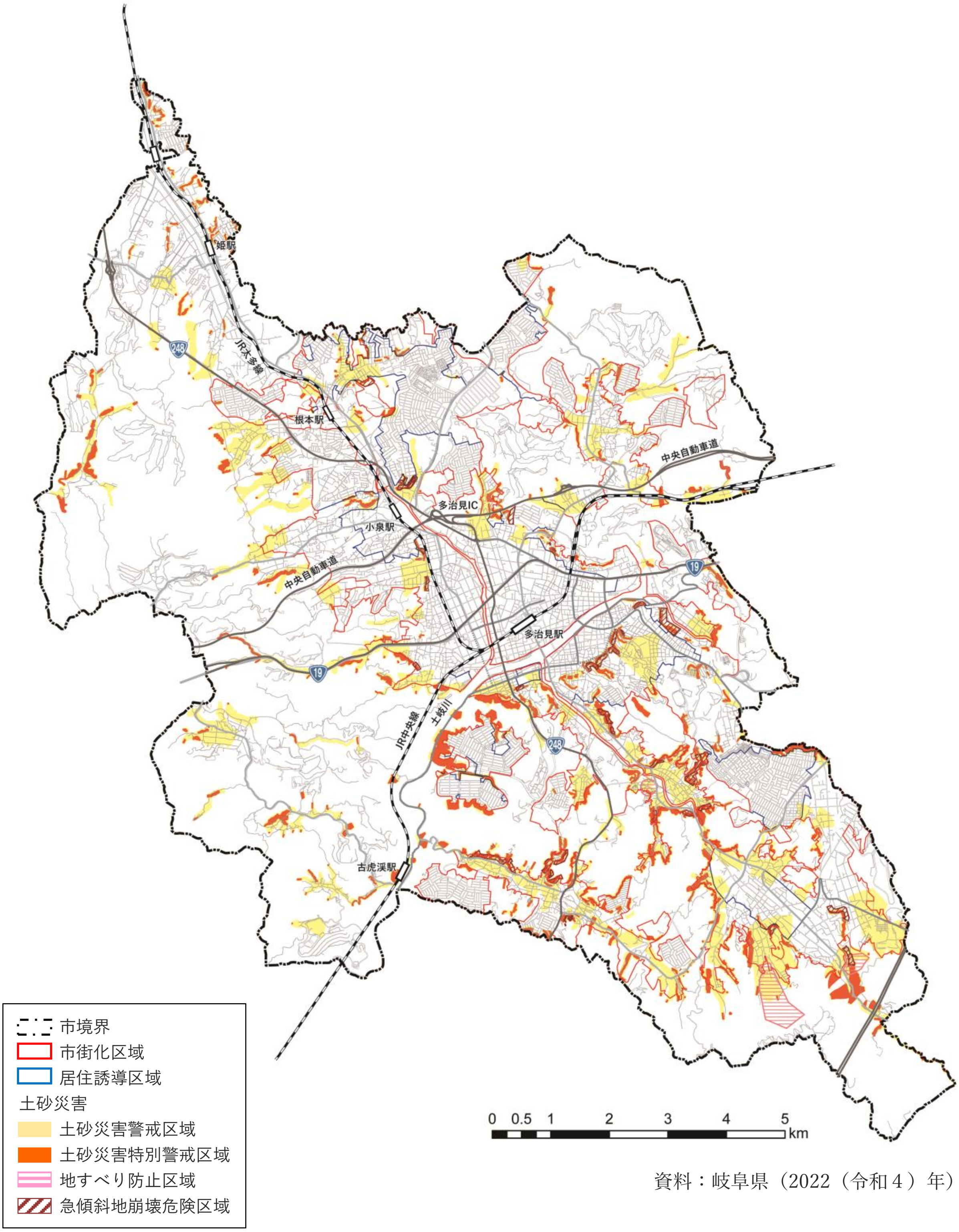

資料：岐阜県（2022（令和４）年）

土砂災害　災害危険区域

・災害危険区域は、笠原地区の一部に指定されていますが、居住誘導区域とは重複していません。

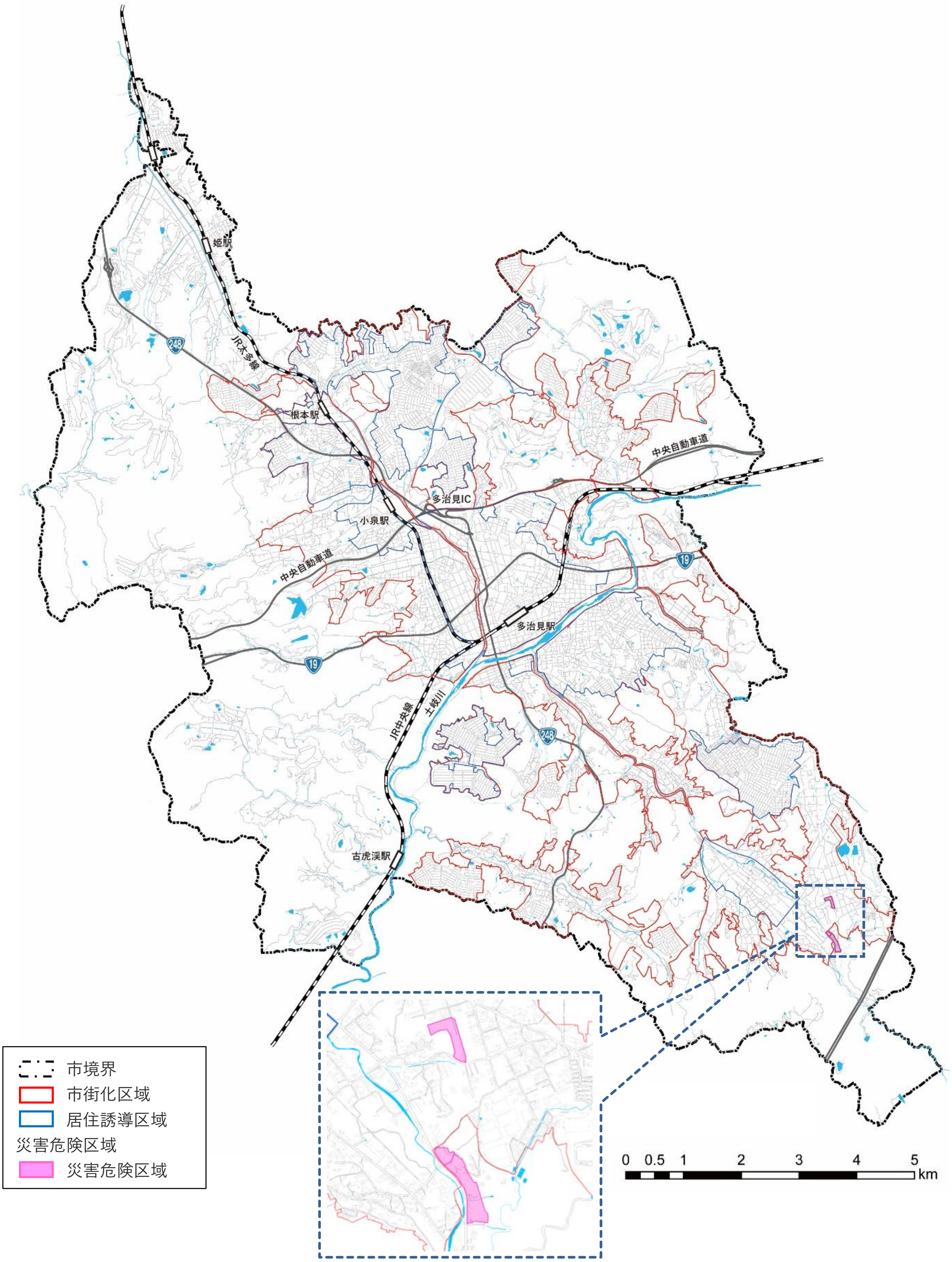

資料：岐阜県（2022（令和４）年）

（3）地震

①災害ハザードの整理

市が作成した「揺れやすさマップ」「液状化危険度マップ」「危険度マップ」から、地震に関する災害ハザード情報として、「震度」と「液状化」の２項目について、想定されるリスクの関係を踏まえて整理します。

地震の災害ハザードと想定されるリスク

<table>
<tr><th>災害ハザード</th><th>想定されるリスク</th></tr>
<tr><td>震度</td><td>

・地震の震度は０から７までの 10 段階があります。

・震度が同じであっても、地震動の揺れの大きさ、揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ、揺れが継続する時間などによって被害状況は異なります。

資料：気象庁震度階級の解説の広報用リーフレット［2016（平成 28）年６月発行］

※リーフレットの詳細は QR コードを読み込んでご確認ください。

</td></tr>
<tr><td>液状化</td><td>

・液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで相互に支え合っていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象をいいます。

・液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなってその上に立っていた建物が沈下・傾斜したり、地中に埋まっていたマンホールや埋設管が浮かんだり、地面全体が低い方へ流れ出したりします。

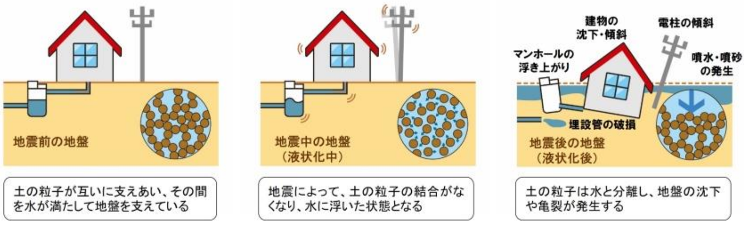

資料：国土交通省 HP「液状化現象について」

</td></tr>
</table>

地震　揺れやすさマップ

・市全域で最大の地震として想定される「多治見市直下型地震」が発生した場合の震度は、市全域で震度５強以上が想定されており、居住誘導区域内での震度は概ね震度６弱となっています。

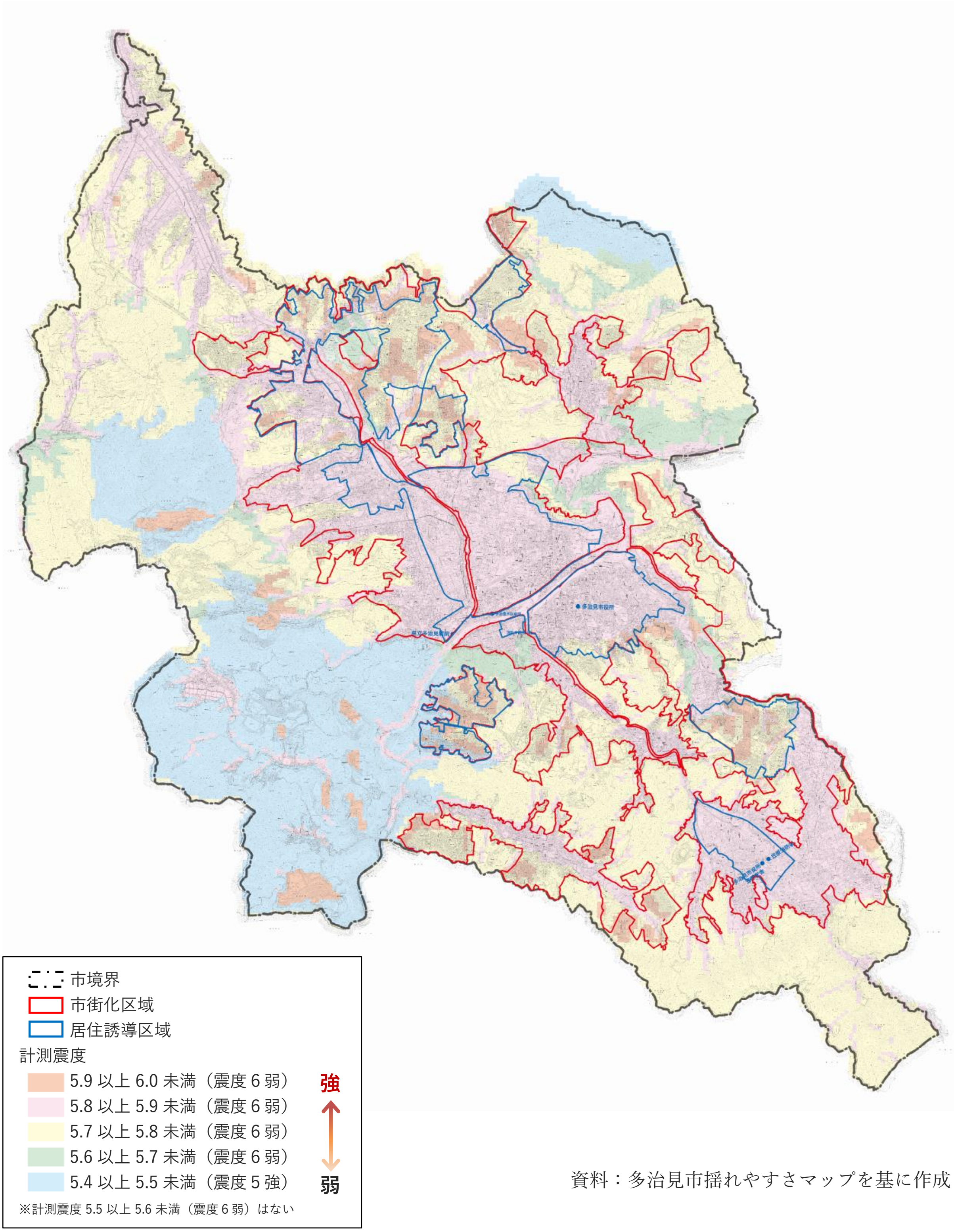

資料：多治見市揺れやすさマップを基に作成

地震　液状化危険度マップ

・2003（平成 15）年度の岐阜県東海地震等被害想定調査によって算出されている東海地震と東南海地震が同時に発生した場合の液状化危険度は、多治見駅周辺や笠原地区では「かなり高い」という結果になっています。

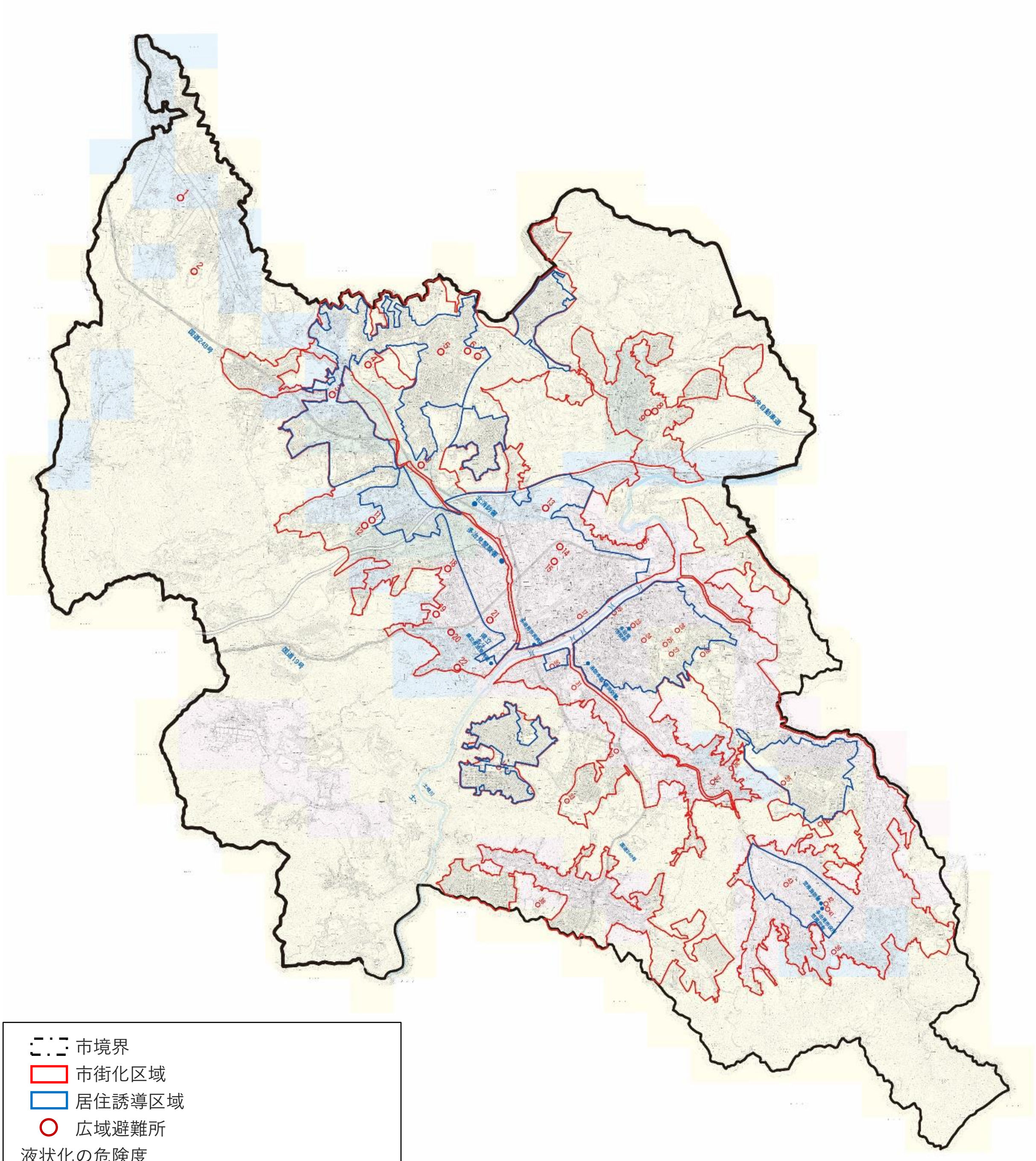

資料：多治見市液状化危険度マップを基に作成

地震　危険度マップ

・「多治見市直下型地震」が発生した場合の地域の建物全壊率は、多治見駅周辺や笠原地区は倒壊率１％～４％未満、脇之島地区は倒壊率０％～２％未満と想定されています。旭ケ丘地区や根本駅周辺、滝呂台地区は倒壊率０％～２％未満の想定が広範囲になっている一方で、一部の区域は倒壊率４％～５％未満と想定されています。

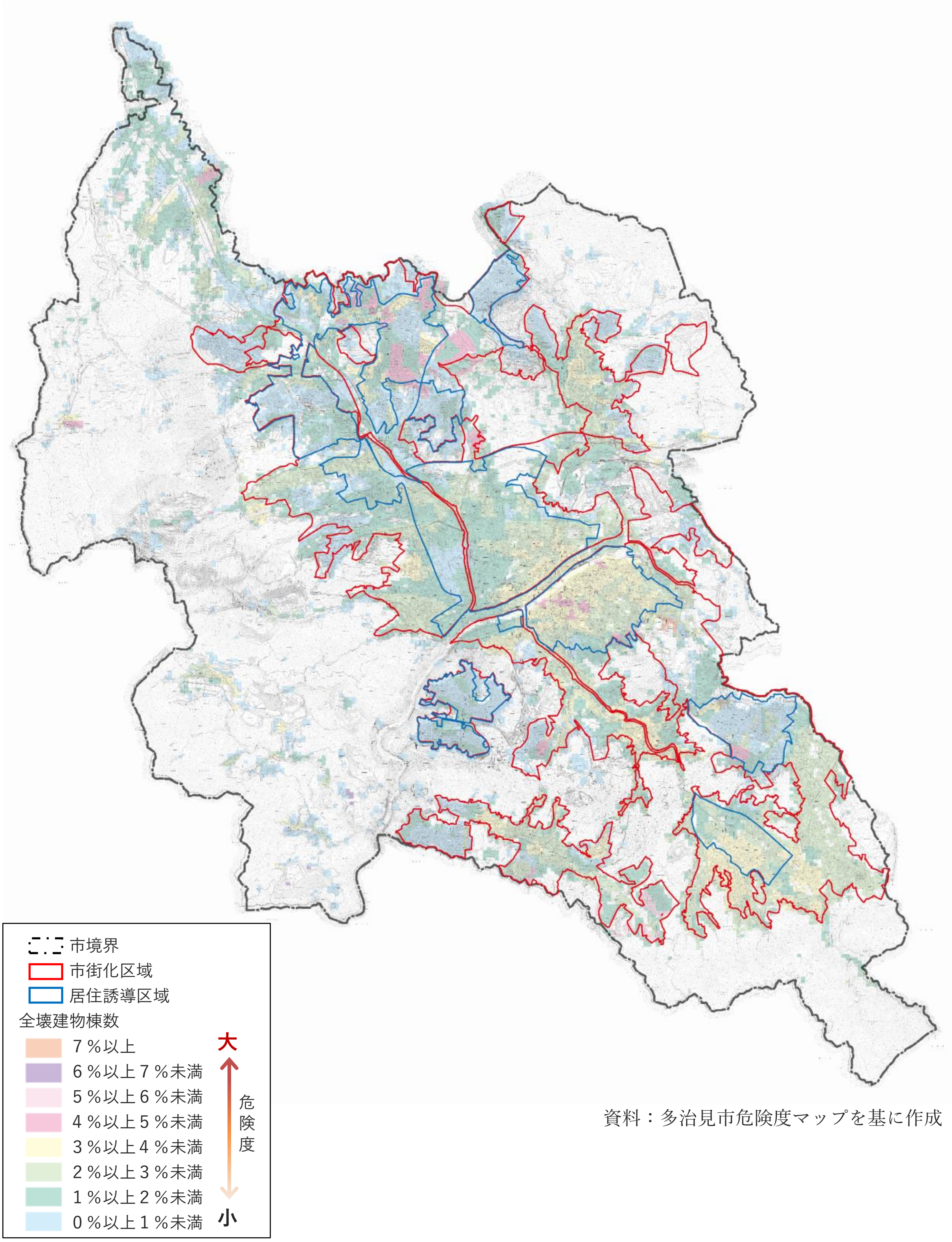

資料：多治見市危険度マップを基に作成

STEP２　防災上の課題の整理

STEP１の結果を踏まえ、防災上の課題を整理します。

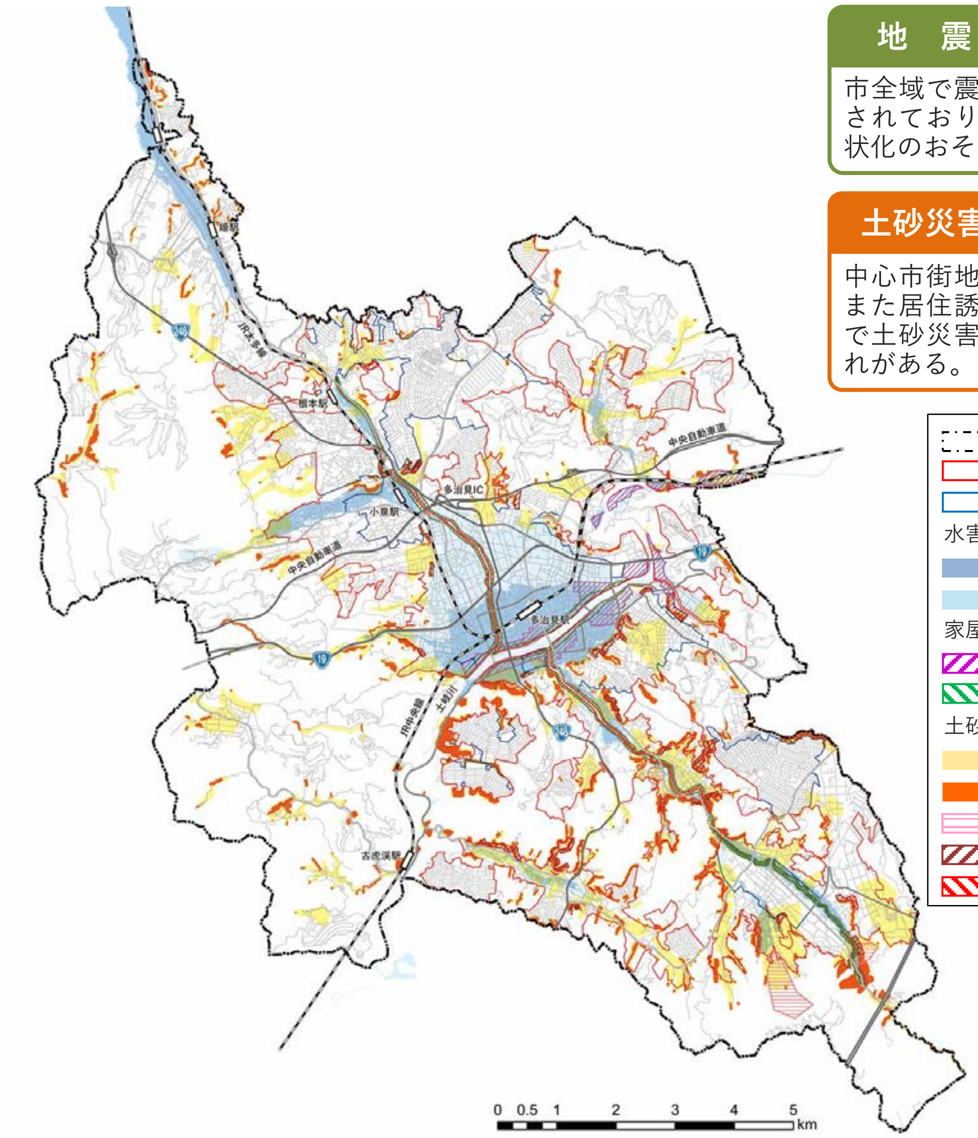

地　震

市全域で震度５強以上が想定されており、家屋の倒壊や液状化のおそれがある。

土砂災害

中心市街地の周りや郊外部、また居住誘導区域の隣接部分で土砂災害による被害のおそれがある。

水　害

【浸水範囲】計画規模降雨 L1、想定最大規模降雨 L2

市中心部・各河川沿いに洪水浸水想定区域が指定されており、特に中心部の既成市街地の広範囲に指定されていることから、既成市街地での浸水被害のおそれがある。

【浸水継続時間】想定最大規模降雨 L2

中心部で浸水継続時間が１日間（12 時間～24 時間）以上と想定されており、場所によっては、浸水が３日間（24 時間～72 時間）以上継続し、健康被害や生命の危険が生じるおそれがある。

【家屋倒壊等氾濫想定区域】想定最大規模降雨 L2

土岐川・大原川・笠原川沿いでは、氾濫流や河岸浸食による家屋の倒壊や流出のおそれがあり、早期の水平避難が求められる。

【浸水深と建物】計画規模降雨 L1

浸水深と建物の関係をみると、多治見駅周辺や土岐川の南側の一部では、要配慮者利用施設及び防災施設の浸水が想定されており、一時避難場所や近隣の安全な場所へ移動して避難すること（水平避難）が困難となるおそれがある。
多治見駅周辺や土岐川の南側の一部の建物では、浸水する深さより高い場所へ避難すること（垂直避難）が困難となるおそれがある。

【浸水頻度】

土岐川の南側の一部では、他地域に比べ高頻度で浸水するおそれがある。

防災上の課題

【水害】

・住民の生命を守るため、水害が発生した際に安全に避難できるような取組を強化する必要があります。

・河川の氾濫や浸水被害が起きないよう、河川堤防の強化や雨水流出対策などを更に進める必要があります。

【土砂災害】

・都市計画法や条例などで、一部開発等が規制されています。災害リスクのある箇所では、引き続き土地利用規制を継続する必要があります。また、居住誘導区域から土砂災害警戒区域等を除くことで災害リスクのある箇所に誘導しないための対策を継続する必要があります。

・がけ崩れ・土石流・地すべりなどが生じないよう、砂防施設などのハード整備を更に進める必要があります。

【地震】

・地震による様々な被害を低減するため、建築物の耐震化、老朽化した空き家への対応、宅地の耐震化など、地震に強いまちづくりを継続して進める必要があります。

STEP３　防災まちづくりの取組方針

本計画における立地適正化に向けたまちづくりの方針や防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を設定します。

取組方針 1　被害を低減するためのソフト対策の実施

災害が起きてしまった時の備えのために、災害情報の発信や避難体制の強化など、災害による被害を低減するための取組を進めます。

【取組内容】

①地域防災力の向上
②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化

取組方針 2　災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施

水害・土砂災害・地震による災害リスクを抱える本市において、堤防の強化や砂防施設の整備など、その対象となる災害ができるだけ起きないような取組を進めます。

【取組内容】

①総合的な治水対策の実施
②流出抑制対策の実施
③内水被害軽減対策の実施
④グリーンインフラの活用
⑤土砂災害対策の実施
⑥地震時等における居住地の安全対策

取組方針 3　被害対象を減少させるための対策の実施

取組方針１、２によるソフト・ハードの両面で災害対策を進めながら、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

【取組内容】

①土地利用規制及び誘導による被害対象の減少

STEP 4　防災に関する具体的な取組

取組方針を踏まえ、ソフト・ハードの対策に取り組みます。

取組内容		実施主体
取組方針 1　被害を低減するためのソフト対策の実施		
①地域防災力の向上		
自主防災組織の結成・活動支援	・災害による被害の予防・軽減活動や応急対応を地域で行えるようにするため、自主防災組織の結成や活動の支援を行います。	市
地区防災計画、地区タイムラインの作成支援	・地区に住む方々が助け合い、自分たちの地区の人命や財産を守るため、防災活動計画の作成支援を行います。	市
要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成促進	・避難行動要支援者等の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新及び支援者等への情報提供や個別避難計画の作成支援等を行います。	国・市
避難支援の実効性の確保	・土岐川流域における水害による「人命被害ゼロ」を実現するため、計画作成の実効性の確保に向けた支援を行います。	市
防災教育・人材育成	・若い世代からの防災意識の向上を図るため、市内の小中学生を対象に防災教育を行います。 ・災害発生時に市民同士の共助を先導する防災士の育成を行います。 ・防災講座や訓練等での指導・補助など、防災・減災につながる活動を行います。	市
防災訓練の実施	・地震や水害に関する防災訓練を実施します。 ・水防体制に万全を期すとともに水防関係機関の連携・士気の高揚と水防知識の普及徹底を図るため、訓練を実施します。	国・市
②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化		
情報伝達手段の拡充	・市民の迅速かつ円滑な避難行動に資する情報提供を行うため、避難情報伝達手段の多様化・多重化を図ります。	市
ハザードマップ（水害・土砂災害）の周知	・ハザードマップに早期避難の必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）の避難方法（水平避難）を明示するなど、避難に関する情報や想定被害等を記載し、市民へ広く周知します。	市
危機管理型水位計・監視カメラの設置・増設	・堤防の高さや川幅などから相対的に氾濫が発生しやすい箇所などの危険度をダイレクトに把握し、土岐川の氾濫等による被害軽減を図るため、監視カメラ等を設置します。	国・市
指定避難所における防災倉庫の計画的な設置	・災害により家に戻れなくなった被災者が一定期間生活する指定避難所の防災倉庫を計画的に更新します。	市
取組方針 2　災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施		
①総合的な治水対策の実施		
河道掘削の実施	・河川整備計画の目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるため、河道掘削を行います。 ・土砂堆積による流下能力の低下を改善します。	国・市
笠原川の改修工事	・概ね 30 年に 1 度発生するおそれのある洪水を安全に流下させるため、笠原川を改修し、治水安全度を向上させます。	県
②流出抑制対策の実施		
民間開発事業における雨水流出対策の推進	・多治見市土地開発指導要綱や多治見市雨水流出抑制施設設置要綱に基づき、一定規模の面積の開発事業について、雨水流出抑制施設の設置指導を行います。 ・雨水貯留機能や流出抑制機能の確保に向けた対策を推進します。	市

取組内容		実施主体
取組方針２　災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施		
②流出抑制対策の実施		
調整池堆積土砂の浚渫	・土砂堆積における貯水能力の低下を改善するため、調整池堆積土砂の浚渫を行います。	市
各家庭における雨水貯留浸透施設の設置	・河川へ流れ出る雨水の量を軽減し、浸水のない安全な暮らしができるようにするため、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置支援を行います。	市
③内水被害軽減対策の実施		
合流管土砂浚渫	・管路内の堆積土砂を浚渫し、流下能力を確保します。	市
合流区域内表面水排除	・合流区域内の雨水桝の蓋をグレーチングに交換し、表面水を速やかに排除します。	市
雨水排水網の新設、増強	・排水側溝を整備し、排水能力を改善します。	県・市
④グリーンインフラの活用		
ため池等の活用	・農業用ため池等の水位を調整し、雨水の流出抑制を図ります。	市
自然環境保全に関する活動	・河川美化と流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発を図るため、流域全体を対象とした清掃活動を実施します。	県
自然環境保全に関する協議会等の活動	・土砂災害に強く、自然環境や景観が豊かな樹林地（グリーンベルト）の保全・創出を行います。	国
⑤土砂災害対策の実施		
砂防施設の整備	・土砂、洪水氾濫対策のため、砂防施設を建設します。	国・県
急傾斜地崩壊防止施設の整備	・急傾斜地の崩壊を防ぐため、防止施設を整備します。	県・市
⑥地震時等における居住地の安全対策		
狭あい道路の解消	・防災機能の向上を図るため、「狭あい道路整備事業」により狭あい道路の解消を推進します。	市
老朽・危険空き家除却工事の補助	・構造または設備が著しく不良であり倒壊等のおそれの大きい空き家の解体を促進し、市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、市内の空き家の解体費用の補助を実施します。	市
木造住宅の耐震改修の補助	・木造住宅の耐震改修に要する費用を補助します。	市
大規模盛土造成地の第二次スクリーニング調査の実施	・地震等が発生した場合に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地について、安全性把握のための調査を実施し、必要な安全対策を行います。	市
取組方針３　被害対象を減少させるための対策の実施		
①土地利用規制及び誘導による被害対象の減少		
災害危険性の高い区域の居住誘導区域からの除外	・土砂災害特別警戒区域等の災害危険性の高い区域を居住誘導区域から除外します。	市
土砂災害警戒区域等での土地利用規制の継続	・災害による被害対象を増やさないため、都市計画法による開発規制及び市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の区域から災害リスクの高い区域を除外する等の土地利用規制を継続します。	市